

令和6年度Uターン人材等職業相談県外窓口設置事業企画提案募集要領

1 趣旨

U I J ターン就職希望者（以下「Uターン人材等」という。）への支援については、松山市に設置している「ふるさと愛媛Uターンセンター」のほか、同センターの県外窓口である「東京おしごと相談窓口」及び「大阪おしごと相談窓口」において、情報発信や職業相談・職業紹介等に取り組んでいる。

本事業は、県外窓口における業務実施に関するものであり、昨今、人口流出等により県内の労働力確保が困難となり、Uターン人材等への期待が高まっていることを踏まえ、本県出身者が多く存在している東京・大阪の2大都市圏において、Uターン人材等に利便性の高い場所で細かな職業相談・職業紹介等を行い、Uターン就職の促進を図ることを目的とする。

業務の実施に当たっては、業務内容に関する専門的知識を有する民間事業者に業務委託するため、広く業務実施に係る企画提案を募集し、委託先の候補者を選定するものである。

2 業務の概要

（1）事業名

令和6年度Uターン人材等職業相談県外窓口設置事業委託業務

（2）実施期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

（3）業務の内容

別紙「業務仕様書」のとおり

（4）委託料の上限額

金4,456,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 企画提案の応募資格・条件

本企画提案に参加しようとする者は、以下の資格要件を全て満たす者とする。

- (1) 愛媛県知事の審査を受け、令和5・6・7年度における製造の請負等に係る競争入札参加資格者名簿への登録が予定されていること。
- (2) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第30条に基づく有料職業紹介事業または同法第33条に基づく無料職業紹介事業の許可を受けた者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（一般競争入札参加者の資格）のいずれにも該当しない者であること。
- (4) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。

4 スケジュール（予定）

本募集等に係るスケジュールは次のとおり。

なお、下記スケジュールを変更する場合には、参加表明者に対して連絡を行う。

内 容	日 付	対応様式
参加表明書及び質問書提出期限	2月 29 日（木）	様式1, 3
企画提案書提出期限	3月 18 日（月）	様式4
契約候補者決定	3月下旬（予定）	—

※各日において、受付時間は執務時間中（月曜日から金曜日。祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

5 応募書類等

（1）参加表明書の提出

提出期限 令和6年2月29日（木）午後5時まで

① 参加表明書（様式1）

② 付属書類 各1部

- ・会社等の概要（様式任意 既存のパンフレット等可）
- ・有料職業紹介事業許可証又は無料職業紹介事業許可証

※参加を取り下げる場合は、3月 18 日（月）までに参加辞退届（様式2）を提出すること。

（2）質問書について

提出期限 令和6年2月29日（木）午後5時まで

① 質問書（様式3）

- ・様式を用いて電子メールにより提出すること。
- ・電子メールの件名は、「プロポーザル質問（Uターン人材等職業相談窓口）」とすること。
- ・電話や口頭、受付期間外の質問は一切受け付けない。
- ・質問に対する回答は、質疑応答集を作成し、参加表明書を提出した全ての者に電子メールで送信する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

（3）企画提案書の提出

提出期限 令和6年3月18日（月）午後5時まで

① 企画提案書（様式任意） 6部（うち正本1部）、電子データ（PDF形式）

- ・企画書は20頁以内を目安とし、A4判片面印刷により提出すること。

- ・提案書の表紙には、以下の内容を記載すること。

○宛名：愛媛県知事

○タイトル：令和6年度Uターン人材等職業相談窓口設置事業委託業務企画
提案書

○提出年月日

○会社名

- ・本業務の具体的な実施内容について、業務仕様書に基づき、下表の提案依頼事項

等を盛り込んだ企画提案書を提出すること。なお、提案のイメージが理解しやすいように、イラスト、絵、写真等を使用しても構わない。

- ・企画提案に際しては、委託金額に影響を与えない範囲の内容で行うこと。

項目	提 案 依 頼 事 項
企画概要	<ul style="list-style-type: none">・企画提案する業務の概要、作業工程について記載すること。・本業務に係るP D C Aサイクルロジックを提示すること。
実施体制	<ul style="list-style-type: none">・緊急時の連絡体制、各種相談に係る処理体制、再委託の有無、従事予定者の手持ち業務状況など、具体的な実施体制について記載すること。・運営管理体制全体の中で、現場で事業に従事（専従）する社員等がわかるように記載すること。
各業務の事業概要	<ul style="list-style-type: none">・「職業相談・職業紹介業務」及び「広報活動」について、仕様書に記載の要件への充足状況のほか、創意工夫を凝らした点が明確となるよう留意し、事業概要を記載すること。
進行管理	<ul style="list-style-type: none">・全体スケジュール及び進行管理について記載すること。・なお、本業務の進捗報告についても実施すること。

② 費用見積書（様式任意）

- ・見積りに係る積算内訳を記載すること。

③ 事業の統括責任者・従事予定者一覧表（様式4）

- ・本事業にあたって十分な経験を有する者を統括責任者とすること。
- ・参考となる履歴、資格等がある場合はその旨を記載すること。
- ・提出後の統括責任者等の変更は、愛媛県がやむ得ない事情があると認める場合を除きできないものとする。

（4）提出方法

- ・電子メールにより提出すること。なお、（3）①の企画提案書については、持参又は郵送により印刷物も提出すること。（締切日必着）

（5）提出先

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4－2

愛媛県経済労働部産業支援局産業人材課

（メール：sangyoujinzai@pref.ehime.lg.jp）

（6）公正な企画提案審査の確保

- ・参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- ・参加者は、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。
- ・参加者は、業務予定者の選定前に、他の参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。
- ・参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案審査を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案審査に参加させず、又は企画提案審査の執行を延期し、若しくは取りやめがある。

(7) 留意事項

- ・応募申込に要する費用は、応募者の負担とする。
- ・提出された書類は返却しない。書類は応募者に無断で二次的な使用は行わない。
- ・企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則として認めない。ただし、愛媛県から書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加書類の提出を求めることがある。
- ・提案内容に含まれる特許権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負う。
- ・書類提出に当たって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- ・経費の積算にあたっては、地域の水準等を踏まえ適正な価格で積算すること。
- ・本募集は、令和6年度当初予算の成立を前提に行うものであり、今後、事業内容の変更や事業そのものの中止の可能性があり得ることに留意の上、応募を行うこと。

6 委託先の選定

(1) 選定方法等

- ・審査会を設置し、(2)に定める審査基準に基づく総合的な評価により書面審査を行い、最低基準を満たし、かつ最も優れた提案内容を行った者を契約候補者として選定する。

(2) 審査基準

- ・次に掲げる項目を総合的に評価して行う。

評価項目	評価の着眼点
実施体制	<ul style="list-style-type: none">・実施体制は妥当であり、業務遂行に必要な人員が確保されているか。
活動実績、ノウハウ	<ul style="list-style-type: none">・十分な就職支援の実績があり、ノウハウを有しているか。
事業のスケジュール	<ul style="list-style-type: none">・事業のスケジュールが適切なものになっているか。
職業相談・職業紹介業務	<ul style="list-style-type: none">・窓口が利用者の利便性を考慮した立地となっているか。・相談員の人選、相談体制は適切なものになっているか。・利用者の利便性向上に資する工夫がされているか。・関係機関との連携について効果的な工夫がされているか。
広報活動	<ul style="list-style-type: none">・利用者の最大化に向けた工夫や手法がなされているか。・潜在的なU I J ターン就職希望者を掘り起こす工夫がなされているか。
事業経費	<ul style="list-style-type: none">・内容に対して妥当な事業経費であるか。

(3) 審査結果

- ・審査対象となった提案の応募者に対し、審査結果を書面で通知する。
- ・審査内容については公表しない。審査結果についての異議申立てても認めない。

7 欠格事項

応募者が次のいずれかの要件に該当する場合は、失格とする。

- ・民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合
- ・審査等に関する不当な要求等を申し入れた場合
- ・本募集要領に違反又は著しく逸脱した場合
- ・同一の応募者が二つ以上の提案書を提出した場合
- ・発表済の内容と酷似した提案を行った場合
- ・その他不正な行為があった場合

8 委託契約

（1）契約の締結

契約については、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、契約候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行い、県と契約候補者の双方が合意に至った場合に、契約候補者から見積書を徴し、県が定めた予定価格の範囲内であることを確認し、委託契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、書類審査において次点となったものを最優秀提案者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結する。

（2）契約条項等

別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定に準じることとする。

9 問い合わせ先

愛媛県経済労働部産業支援局産業人材課 産業人材グループ

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4-2

TEL：089-912-2509

e-mail : sangyoujinzai@pref.ehime.lg.jp